

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

健康推進課

○ 岡山県飼料検定条例施行規則の一部を改正する規則  
（以上県例規集登載）

畜産課

### 【訓令】

○ 岡山県統計調査調整規程の一部改正  
（県例規集登載）

統計調査課

### 【合同訓令】

○ 岡山県災害対策本部規程の一部改正  
（県例規集登載）

危機管理課

### 【告示】

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

”

### 【正誤】

○ 岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則の正誤  
（県例規集登載）

総務学事課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第三十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三条第二項」を「第二十二條第二項」に改める。

第六条中「保護者等」を「家族等」に改める。

第七条中「保護者」を「家族等」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十三条中「保護者」を「家族等」に改める。

第十六条第一項中「、医療保護入院（法第三十三条第二項）届（様式第二十三号）」を「又は」に、「様式第二十三号の二）又は特定医師の診察による医療保護入院（法第三十三條第二項）届（様式第二十三号の三）」を「様式第二十三号」に改め、同条第二項を削る。

第十八条中「第三十三條の四第五項」を「第三十三條の七第五項」に改める。

第十九条第一項中「保護者又は扶養義務者」を「家族等又は市町村長」に改める。

第二十一条中「精神科病院に入院中の者又はその保護者は、」を削り、「より」を「よる」に改め、「をするとき」を削り、「を知事に提出する」を「による」に改める。

様式第一号中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

様式第二号中「保 護 者」を「家 族 等」に改める。

「1 保護者の欄は、親権者が両親の場合、そのいずれについても記載すること。  
2 保護者の住所の欄は、親権者が両親であつて住所が異なる場合は、そのいずれについても記載すること。」  
「家族等の欄については、現に保護の任に当たっている者が家族等以外の者である場合については、当該保護の任に当たっている者について記載すること。」

様式第六号中「保護者」を「あなたの家族等」に改める。

様式第十号から様式第十三号までを次のように改める。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿

所在地  
病院名  
管理者氏名

印

## 措置入院者症状消退届

次の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の5の規定により届け出ます。

措置入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区
措置入院年月日	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	3 身体合併症	
	入院以降の病状又は状態像の経過の概要 〔措置症状の消退と関連して記載すること。〕			
措置症状の消退を認めた精神保健指定医の氏名	署名			
退院後の処置に関する意見	1 入院継続（任意入院，医療保護入院，他科） 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他 ( )			
退院後の帰住先	1 自宅（家族と同居，単身） 2 施設 3 その他 ( )			
帰住先の住所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
訪問指導等に関する意見				
障害福祉サービス等の活用に関する意見				
主治医の氏名				

- (注) 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。  
2 措置症状の消退を認めた精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。  
3 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字等を○で囲むこと。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第11号（第9条関係）

年 月 日

保健所長 殿

所在地

病院名

管理者氏名

印

## 措置入院者死亡届

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項の規定により措置された次の措置入院者が死亡したので届け出ます。

措置入院者	フリガナ		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日生 (満 歳)	措置入院 年月日	年 月 日
死亡年月日及び時刻	年 月 日 午前 時 午後			
死 因				
備 考				

(注) 死亡診断書の写しを添付すること。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

保健所長 殿

所在地

病院名

管理者氏名

印

## 措置入院者転院申出書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項の規定により措置された次の措置入院者の転院を申し出ます。

措置入院者	フリガナ			年 月 日生
	氏 名	(男・女)	生年月日	(満 歳)
	帰 住 地	都道 府県	郡市 区	町村 区
	病 名		措置入院 年 月 日	年 月 日
転 院 理 由				
転 院 予 定 病 院		転院希望日	年 月 日	

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第13号 削除

様式第十五号及び様式第十六号中「和隣味」を「薩庄味」に改める。  
様式第二十二号及び様式第二十三号を次のように改める。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第22号（第16条関係）

岡山県知事 殿

年 月 日

所在地  
病院名  
管理者氏名

印

## 医療保護入院届

次の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条の規定により医療保護入院させたので、同条第7項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日生
	氏名	(男・女)		(満 歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	入院形態
法第34条の規定による移送の有無	1 有 2 無			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー( )	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー( )	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記載し、特定医師の診察により入院した場合には当該特定医師の採った措置の妥当性についても記載すること。	(陳述者の氏名 続柄 )			
初回入院期間 前回入院期間 初回から前回までの入院回数	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )	計 回	
現在の精神症状	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( ) II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害 III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進 7 その他( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他( )			
その他の重要な症状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存( ) 4 その他( )			

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

問題行動等	1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他 ( )				
現在の状態像	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 こん迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )				
医療保護入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕					
医療保護入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名	署 名				
同意をした家族等	フリガナ	-----	続		年 月 日生
	氏 名		柄		生年月日 (満 歳)
	住 所	都道府県	郡市区	町村区	
	フリガナ	-----	続		年 月 日生
	氏 名		柄		生年月日 (満 歳)
住 所	都道府県	郡市区	町村区		
	1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日) 8 市町村長				
審査会意見					
県の措置					

- (注) 1 同意書を添付すること。  
 2 〔 〕内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、法第34条の規定による移送が行われた場合は、記載する必要はない。  
 3 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄は、その時の入院形態を記載すること。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。  
 4 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載すること。  
 5 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数等の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。  
 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、原則としてこの届出書作成時までの過去数箇月間に認められた症状等について記載するものとし、主として最近のものに重点を置くこと。  
 7 医療保護入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。  
 8 同意をした家族等の欄は、親権者が両親の場合は、そのいずれについても記載すること。  
 9 同意をした家族等の住所の欄は、親権者が両親であつて住所が異なる場合は、そのいずれについても記載すること。  
 10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。  
 11 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。



# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第23号（第16条関係）

岡山県知事 殿

年 月 日

所在地  
病院名  
管理者氏名

印

## 特定医師の診察による医療保護入院届

次の者を特定医師の診察により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条第4項後段の規定により医療保護入院させたので、同条第7項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日生
	氏名	(男・女)		(満 歳)
	住所	都道府県	市区町村	
家族等の同意により入院した年月日及び時刻	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	
	(午前・午後 時)	入院形態		
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー( )	ICDカテゴリー( )		
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記載すること。〕	(陳述者の氏名 続柄 )			
初回入院期間	年 月 日～	年 月 日	(入院形態 )	
前回入院期間	年 月 日～	年 月 日	(入院形態 )	
初回から前回までの入院回数	計 回			
現在の精神症状	I 意識	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他( )		
	II 知能	1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害		
	III 記憶	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他( )		
	IV 知覚	1 幻聴 2 幻視 3 その他( )		
	V 思考	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他( )		
	VI 感情・情動	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進 7 その他( )		
	VII 意欲	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他( )		
	VIII 自我意識	1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他( )		
	IX 食行動	1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他( )		
その他の重要な症状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存( ) 4 その他( )			
問題行動等	1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他( )			
	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 こん迷状態			

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

現在の状態像	4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )					
医療保護入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕						
医療保護入院を必要と認めた特定医師の氏名	署 名					
確認した精神保健指定医の氏名	署 名	診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)			
精神保健指定医が医療保護入院の措置は必要ないと判断した場合の理由						
同意をした家族等	フリガナ	-----	続		年 月 日生	
	氏 名		柄	生年月日	(満 歳)	
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
	フリガナ	-----	続		年 月 日生	
	氏 名		柄	生年月日	(満 歳)	
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日) 8 市町村長						
事後審査委員会意見						

- (注) 1 同意書を添付すること。  
 2 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。  
 3 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄は、その時の入院形態を記載すること。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。  
 4 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載すること。  
 5 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。  
 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、原則としてこの届出書作成時までの過去数箇月間に認められた症状等について記載するものとし、主として最近のものに重点を置くこと。  
 7 医療保護入院を必要と認めた特定医師の氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。  
 8 確認した精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。  
 9 同意をした家族等の欄は、親権者が両親の場合は、そのいずれについても記載すること。  
 10 同意をした家族等の住所の欄は、親権者が両親であつて住所が異なる場合は、そのいずれについても記載すること。  
 11 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第二十三号の二及び様式第二十三号の三を削る。

様式第二十四号及び様式第二十五号を次のように改める。

様式第24号 削除

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第25号（第17条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿

所在地

病院名

管理者氏名

印

## 医療保護退院届

次の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の2の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日生
	氏名	(男・女)		(満 歳)
	住所	都道府県	市区	町村区
医療保護入院年月日	年 月 日			
退院年月日	年 月 日			
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー( )	ICDカテゴリー( )		
退院後の処置	1 入院継続（任意入院，措置入院，他科） 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他( )			
退院後の帰住先	1 自宅（家族と同居，単身） 2 施設 3 その他( )			
帰住先の住所	都道府県	市区	町村区	
訪問指導等に関する意見				
障害福祉サービス等の活用に関する意見				
主治医の氏名				

(注) 1 医療保護入院年月日の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項又は第3項の規定による医療保護入院年月日を記載すること。

2 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字等を○で囲むこと。

様式第二十六号中「第33条の4第1項」や「第33条の7第1項」及び「法第34条第3項の規定による移送の有無」や「法第34条の規定による移送の有無」及び「保護者等」や「家族等」並びに「第34条第3項の規定による移送」や「第34条の規定による移送」並びに「保護者等」や「陳述者」及び「保護者等」や「家族等」並びに「第

様式第二十六号の二中「第33条の4第2項後段」や「第33条の7第2項後段」並びに「主たる陳述者」や「陳述者」並びに「保護者等」や「家族等」並びに「第34条第3項及び様式第二十九号を次のように改める。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第28号（第20条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿

所在地  
病院名  
管理者氏名

印

## 措置入院者定期病状報告書

次の措置入院者の症状等を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第38条の2第1項の規定により届け出ます。

措置入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日生
	氏名	(男・女)		(満 歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区
措置入院年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	
		入院形態		
前回の定期報告年月日	年 月 日			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	3 身体合併症	
	生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記載すること。〕 (陳述者の氏名 続柄 )			
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )			
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )			
初回から前回までの入院回数	計 回			
過去6箇月間（措置入院後3箇月の場合は、過去3箇月間）の仮退院の状況	計 回	延日数	日	
過去6箇月間（措置入院後3箇月の場合は、過去3箇月間）の治療の内容及びその結果 〔問題行動を中心として記載すること。〕				
今後の治療方針 〔再発防止への対応も含めて記載すること。〕				
隔離	1 多用 2 時々 3 ほとんど不用			

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

処遇、看護及び指導の現状	注 意 必 要 度	1 常に厳重な注意 2 随時一応の注意 3 ほとんど不要																																																																																											
	日常生活の介助 指導の必要度	1 極めて手数のかかる介助 2 比較的簡単な介助及び指導 3 生活指導を要する 4 その他 ( )																																																																																											
重大な問題行動 (Aはこれまでの, Bは今後おそれのある行動)																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 殺人</td> <td style="width: 5%;">A</td> <td style="width: 5%;">B</td> <td style="width: 70%;">現在の精神症状</td> </tr> <tr> <td>2 放火</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>I 意識</td> </tr> <tr> <td>3 強盗</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )</td> </tr> <tr> <td>4 強かん</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>II 知能</td> </tr> <tr> <td>5 強制わいせつ</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害</td> </tr> <tr> <td>6 傷害</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>III 記憶</td> </tr> <tr> <td>7 暴行</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )</td> </tr> <tr> <td>8 恐喝</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>IV 知覚</td> </tr> <tr> <td>9 脅迫</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )</td> </tr> <tr> <td>10 窃盗</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>V 思考</td> </tr> <tr> <td>11 器物損壊</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸</td> </tr> <tr> <td>12 ろう火又は失火</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )</td> </tr> <tr> <td>13 家宅侵入</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>VI 感情・情動</td> </tr> <tr> <td>14 詐欺等の経済的な問題行動</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁</td> </tr> <tr> <td>15 自殺企図</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進</td> </tr> <tr> <td>16 自傷</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>7 その他 ( )</td> </tr> <tr> <td>17 その他 ( )</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>VII 意欲</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>VIII 自我意識</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>IX 食行動</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )</td> </tr> </table>	1 殺人	A	B	現在の精神症状	2 放火	A	B	I 意識	3 強盗	A	B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )	4 強かん	A	B	II 知能	5 強制わいせつ	A	B	1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害	6 傷害	A	B	III 記憶	7 暴行	A	B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )	8 恐喝	A	B	IV 知覚	9 脅迫	A	B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )	10 窃盗	A	B	V 思考	11 器物損壊	A	B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸	12 ろう火又は失火	A	B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )	13 家宅侵入	A	B	VI 感情・情動	14 詐欺等の経済的な問題行動	A	B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁	15 自殺企図	A	B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進	16 自傷	A	B	7 その他 ( )	17 その他 ( )	A	B	VII 意欲				1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷				5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )				VIII 自我意識				1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )				IX 食行動				1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )	<p>現在の精神症状</p> <p>I 意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )</p> <p>II 知能</p> <p>1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害</p> <p>III 記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )</p> <p>IV 知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )</p> <p>V 思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸</p> <p>6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>VI 感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁</p> <p>5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進</p> <p>7 その他 ( )</p> <p>VII 意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷</p> <p>5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )</p> <p>VIII 自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>IX 食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )</p> <hr/> <p>その他の重要な症状</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )</p> <p>4 その他 ( )</p> <hr/> <p>問題行動等</p> <p>1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他 ( )</p> <hr/> <p>現在の状態像</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 こん迷状態</p> <p>4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態</p> <p>7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態</p> <p>10 その他 ( )</p>
1 殺人	A	B	現在の精神症状																																																																																										
2 放火	A	B	I 意識																																																																																										
3 強盗	A	B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )																																																																																										
4 強かん	A	B	II 知能																																																																																										
5 強制わいせつ	A	B	1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害																																																																																										
6 傷害	A	B	III 記憶																																																																																										
7 暴行	A	B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )																																																																																										
8 恐喝	A	B	IV 知覚																																																																																										
9 脅迫	A	B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )																																																																																										
10 窃盗	A	B	V 思考																																																																																										
11 器物損壊	A	B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸																																																																																										
12 ろう火又は失火	A	B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )																																																																																										
13 家宅侵入	A	B	VI 感情・情動																																																																																										
14 詐欺等の経済的な問題行動	A	B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁																																																																																										
15 自殺企図	A	B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進																																																																																										
16 自傷	A	B	7 その他 ( )																																																																																										
17 その他 ( )	A	B	VII 意欲																																																																																										
			1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷																																																																																										
			5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )																																																																																										
			VIII 自我意識																																																																																										
			1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )																																																																																										
			IX 食行動																																																																																										
			1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )																																																																																										
診察時の特記事項																																																																																													
この報告に係る診察年月日		年 月 日																																																																																											
診察した精神保健指定医の氏名		署名																																																																																											

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

- (注) 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄は、その時の入院形態を記載すること。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載することとし、前回の報告書の写しの添付をもつて代えてもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 4 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、原則としてこの報告書作成時までの過去数箇月間に認められた症状等について記載するものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 7 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象、措置入院継続の必要性等について記載すること。
- 8 診察した精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。



# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第29号（第20条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿

所在地  
病院名  
管理者氏名

印

## 医療保護入院者定期病状報告書

次の医療保護入院者の症状等を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日生
	氏名	(男・女)		(満 歳)
	住所	都道府県	市区町村	
医療保護入院年月日 (法第33条第1項・第3項の規定による入院)	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	入院形態
前回の定期報告年月日	年 月 日			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー( )	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー( )	3 身体合併症	
	生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記載すること。〕 (陳述者の氏名 続柄 )			
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )			
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )			
初回から前回までの入院回数	計 回			
過去12箇月間の外泊の状況	1 不定期的 2 定期的 (i 月単位, ii 数箇月単位, iii 盆又は正月) 3 なし			
過去12箇月間の治療の内容及びその結果 〔通院又は任意入院に変更できなかつた理由も併せて記載すること。〕				

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向
今 後 の 治 療 方 針 〔患者自身の病気に対する理解及び治療への意欲を得るための取組について記載すること。〕	
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況, 地域援助事業者の紹介状況, 医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について)	選任された退院後生活環境相談員
現 在 の 精 神 症 状	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害 III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進 7 その他 ( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )
そ の 他 の 重 要 な 症 状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )
問 題 行 動 等	1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他 ( )
現 在 の 状 態 像	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 こん迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

	10 その他 ( )
この報告に係る 診 察 年 月 日	年 月 日
診察した精神保健 指 定 医 の 氏 名	署 名

審 査 会 意 見	
県 の 措 置	

- (注) 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄は、その時の入院形態を記載すること。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載することとし、前回の報告書の写しの添付をもつて代えてもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 4 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 入院後の診察の結果、精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することで入院の継続が明らかに必要な病状であること等の理由により、1年以上の入院が必要であると判断される場合には、過去12箇月間の治療の内容及びその結果の欄にその旨を記載すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄は、①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、③医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等について記載するものとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨を同欄に明記すること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、原則としてこの報告書作成時までの過去数箇月間に認められた症状等について記載するものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 8 診察した精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第二十号の二中「第22条の3」や「第20条」並びに「主たる陳述者」や「陳述者」並びに

「2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄には、その時の入院形態を記載すること（法第33条第2項及び第4項並びに第33条の4第2項の規定による入院を含む。その場合においては、「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載することとし、前回の報告書の写しの添付をもって代えてもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。

4 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。

5 過去12箇月間の病状又は状態像の経過の概要の欄は、入院時から6箇月の間に行動制限が行われた場合における6箇月経過時の報告においては、「過去12箇月間」とあるのは「過去6箇月間」と読み替えること。

6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、原則としてこの報告書作成時までの過去数箇月間に認められた症状等について記載するものとし、主として最近のものに重点を置くこと。

7 診察した主治医の氏名の欄は、主治医自身が署名すること。

8 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

「2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄は、その時の入院形態を記載すること。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載することとし、前回の報告書の写しの添付をもって代えてもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。

4 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。

5 過去12箇月間の病状又は状態像の経過の概要の欄は、入院時から6箇月の間に行動制限が行われた場合における6箇月経過時の報告においては、「過去12箇月間」とあるのは、「過去6箇月間」と読み替えること。

6 入院後の診察の結果、精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することで入院の継続が明らかに必要な病状であること等の理由により、1年以上の入院が必要であると判断される場合には、任意入院継続の必要

性の欄にその旨を記載すること。

7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、原則としてこの報告書作成時までの過去数箇月間に認められた症状等について記載するものとし、主として最近のものに重点を置くこと。

8 診察した主治医の氏名の欄は、主治医自身が署名すること。

9 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 ]  
様式第三十号及び様式第三十一号を次のように改める。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第30号（第21条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿

請求人住所

請求人氏名

印

## 退院等請求書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第38条の4の規定により、次の入院者について退院等の請求をします。

入院者	フリガナ		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日 (満 歳)	入院年月日	年 月 日
入院している病院				
入院年月日		年 月 日		
本人との関係	本人との関係に○印をしてください。 1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日) 8 市町村長  なお、次の①から④までのいずれにも該当しないことを申し添えます。 ①本人に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族 ②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人 ③成年被後見人又は被保佐人 ④未成年者  以上について、事実と相違ないことを確認し、署名します。 (親権者が両親の場合は、両親とも署名してください。)  _____  _____			
請求の趣旨及び理由				

(注) 本人との関係の欄は、請求人が本人以外である場合のみ記載すること。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

様式第31号（第22条関係）

年 月 日

警察署長 殿

所在地  
病院名  
管理者氏名

印

## 精神障害者探索依頼書

次の者が無断で退去し、その行方が不明となったので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第39条第1項の規定により探索を求めます。

退 去 者	フリガナ		生年月日	年 月 日生		
	氏 名	(男・女)		(満 歳)		
	住 所	都道府県	郡市区	町村区		
入 院 年 月 日	年 月 日					
退去の年月日及び時刻	年 月 日		午前	時		
症 状 の 概 要						
退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項						
退去者の家族等又はこれに準ずる者	フリガナ		続 柄			
	氏 名					
	住 所	都道府県	郡市区	町村区		
	フリガナ		続 柄			
氏 名						
住 所	都道府県	郡市区	町村区			
障害福祉サービスに係る事業を行う者	フリガナ		連 絡 先			
	名 称					
	所在地	都道府県	郡市区	町村区		

- (注) 1 退去者の家族等又はこれに準ずる者の欄は、親権者が両親の場合は、そのいずれについても記載すること。  
2 退去者の家族等又はこれに準ずる者の住所の欄は、親権者が両親であつて住所が異なる場合は、そのいずれについても記載すること。  
3 障害福祉サービスに係る事業を行う者の欄は、入院年月日より前に障害福祉サービスを利用していた場合に記載すること。

様式第三十二号中「保 護 者」や「家 族 等」及び「保護者」や「家族等」に記入する。

様式第三十四号の二中

性 別	男 女	生 年 月 日	年 月 日
-----	-----	---------	-------

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

に記入する。

様式第三十五号中

明 治 ・ 大 正 ・ 昭 和 ・ 平 成 年 月 日 生 ( 歳 )	男 ・ 女
--	-------

を

に記入し、「共同生活介護（ケアホーム）」を記入する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県規則第三十一号

岡山県飼料検定条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県飼料検定条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県飼料検定条例施行規則（昭和五十二年岡山県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「岡山県岡山家畜保健衛生所」を「岡山県農林水産総合センター畜産研究所」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県訓令第3号

序 中 一 般

岡山県統計調査調整規程（昭和四十一年岡山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条中「統計調査課長」を「統計分析課長」に改める。

第四条第三項中「統計調査課長」を「統計分析課長」に改め、同条第六項中「統計調査課」を「統計分析課」に改める。

第五条、第六条第一項から第三項まで、第八条、第九条第一項及び第二項並びに第十条第一項中「統計調査課長」を「統計分析課長」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県訓令

◎ 岡山県企業訓令 第一号

岡山県教育委員会訓令

岡山県警察訓令

岡山県災害対策本部規程

平成二十六年三月三十一日

昭和五十七年  
岡山県企業訓令 第二号  
岡山県教育委員会訓令  
岡山県警察訓令

の一部を次のように改正する。

別表第一中

統計調査班	地方分権推進班
統計調査課長	地方分権推進課長
統計調査課員	地方分権推進課員

を

統計分析班

統計分析課長

統計分析課員

に、「企業立地推進班」を「企業誘致・投資促進班」に、「企業立地推進課長」を「企業誘

岡山県知事 伊原 隆太  
岡山県公営企業管理者 西本 善夫  
岡山県教育委員会 小島 隆雄  
岡山県警察本部長 小島 隆雄

庁 出 企 教 警  
中 先 業 育 察  
一 機 局 本  
般 関 局 部

致・投資促進課長」に、「企業立地推進課員」を「企業誘致・投資促進課員」に改める。

別表第二中

統計調査班	地方分権推進班
1 他班の応援	1 他班の応援

を

統計分析班

1  
他班の応援

に、「企業立地推進班」を「企業誘致・投資促進班」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市下方字横部一二五二番六地先から 真庭市落合垂水字野畑六八四番四地先を 経て 真庭市落合垂水字杉瀬六六番三地先まで	新	一一・五 四二・五	一一三二〇・〇
真庭市下方字横部一二五二番六地先から 真庭市落合垂水字野畑六八四番四地先を 経て 真庭市落合垂水字杉瀬六六番三地先まで	旧	一一・五 四二・五	一一三二〇・〇
真庭市下方字横部前一二四九番二地先か ら 真庭市落合垂水字杉瀬六六番三地先まで	旧	六・二 二二・五	一九一二・〇

一 道路の種類 一般国道

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

二 路線名 三七四号  
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
和気郡和気町益原字屋納戸一三九番二地先から		新	九・〇〇 三五・〇〇	八六〇・〇
和気郡和気町益原字吹上一二六番三地先まで		旧	六・〇〇 一三・〇〇	八六〇・〇

一 道路の種類 県道  
二 路線名 高梁旭線  
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市有漢町有漢字吉一二番二地先から		新	九・八〇 三四・〇〇	一二二二・〇
高梁市有漢町有漢字井手尻一七四一番一 地先まで		旧	七・五〇 三四・〇〇	一二二二・〇
高梁市有漢町有漢字吉一二番二地先から		旧	七・五〇 三四・〇〇	一二二二・〇

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鏡野久世線
- 三 道路の区域

地先まで
------

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
苦田郡鏡野町中谷字上森田一八一八番二 地先から 苦田郡鏡野町中谷字チナイガ虬四九七二 番一地先まで	新	九・五 三 八・〇	一 八 八 四 ・ 〇
苦田郡鏡野町中谷字上森田一八一八番二 地先から 苦田郡鏡野町中谷字チナイガ虬四九七二 番一地先まで	旧	三・五 一 六・〇	一 八 九 一 ・ 〇

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	高梁旭線	高梁市有漢町有漢字吉一二番二地先から 高梁市有漢町有漢字井手尻一七四一番一地先まで	平成二十六年三月三十一日
	鏡野久世線	苫田郡鏡野町中谷字上森田一八一八番二地先から 苫田郡鏡野町中谷字岡田ノ下モ四六五一番一 地先を経て 苫田郡鏡野町中谷字高下畑四八八〇番一地先 まで	



〔六〕平成二十六年三月二十日付け（号外）公布岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則（岡山県規則第二十一号）に誤りがあった。

頁・行	一・五
誤	
岡山県知事 伊原木 隆 太	
正	
岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 岡山県知事 伊原木 隆 太	